

平成4（1992）年10月26日

令和4（2022）年3月8日改訂

## はじめに

羽曳野市の教育は、市教育委員会と幼・小・中・義務教育学校等の教育機関が一致協力して、憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の完成をめざし平和的な国家・社会の形成者として、心身ともに健全な子どもの育成を期して行われてきた。

人権尊重の教育については、「羽曳野市人権教育基本方針」に基本的な考え方を示しているように、子どもたちが、単に知識理解にとどまることなく、その感性に訴えることにより、すべての人間の基本的人権を尊重し、「人間の尊さ」を徹底して貫きうる人間的資質を有した大人として成長できるよう、あらゆる差別の解消をめざす教育の推進に努めてきたところである。

しかしながら、在日外国人問題については、近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた偏見や差別が、日本人の子どもたちの在日外国人に対する意識形成や行動様式に影響を与えるとともに、在日外国人にとっても自らの誇りや自覚を身につけることが困難な状況を生み出してきたと考えられる。

一方、近年、国際化の中で、羽曳野市内に居住する外国人の数は増加しており、国籍もさまざまである。本市学校園においても、外国籍、もしくは外国にルーツのある子どもたちが学んでいる実態がある。

各学校園においては、言葉の壁、生活習慣の違い、文化・伝統の相違を乗り越え、すべての子どもたちが豊かな学校生活をきずくため、さまざまな取組みがなされているところであるが、今後より一層、学校園組織の中で取組みを推進する必要がある。

本市においては、以上の諸点から、在日外国人問題を解決するため、以下のことを、在日外国人教育に関する指導の指針として示し、教職員が人権尊重の精神に徹し、在日外国人問題に関する指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての子どもたちに対して適切な教育を推進するよう努める。

## 指導の指針

1 すべての子どもたちに、在日外国人にかかる現状、歴史的経過、社会的背景を正しく認識させるとともに、その国の文化や歴史について理解させ、民族的偏見や差別意識の解消に努めること。

2 すべての子どもたちが、異文化についての理解と尊重の態度を培い、違いを知り、互いの立場を理解して認め合い、共に学び共に育つよう集団の育成を図ること。

民族衣装や舞踊などさまざまな民族文化にふれること、ならびに、日本の文化・伝統についての理解を深め、その固有性を認識し尊重し、受け継いでいく態度を培うこと。

3 日本語指導が必要な子どもたちについては、来日の経緯や言語や宗教、生活など多様な背景があることを踏まえ、豊かな学校生活が築かれるよう、教育条件を整備し、校内研修など体

制づくりを進めるとともに、教材の開発やカリキュラムづくりに努力すること。

**4** 外国籍、もしくは外国にルーツのある子どもたちが民族としての自覚や誇りを高めることができるよう指導に努めること。

該当する子どもたちや保護者の考え方や意向を尊重してすすめることは大切なことではあるが、子どもたちが自らの自覚と誇りの上に立って本名を使用することは、本人のアイデンティティ確立にかかわることがらであり、有意義なことである。また、他の子どもたちにも、それが理解されるよう事前の指導を十分に行うなど、きめ細かい配慮を行うこと。

また、子どもたちの母語・母文化については、保護者の理解を得て、家庭を中心とした定着の取組みが進められることが重要であるが、学校内外においても、母語・母文化に触れる機会が得られることが望ましい。

**5** 外国籍、もしくは外国にルーツのある子どもたちが、主体的に将来の進路を選択し、自己の実現を図ることができるよう、学力の向上と進路指導の強化に努め、関係諸機関との連携を密にしながら、将来の展望が持てるよう適切な指導に努めること。また、在日外国人の雇用・就職における問題点については、各学校園において進路担当教員等を中心に、教職員の研鑽を深めるとともに、関係諸機関との連携を密にし、就職の機会均等が保障されるよう努めること。

**6** 各学校園においては、在日外国人に関する教育を推進するために、すべての子どもたちを指導する教職員自らが諸外国や諸民族の歴史、文化等を正しく理解すること。また、教職員は

在日外国人教育に関する教育課題の重要性を深く自覚し、教育センター、大人教、府外教などの公的研究機関の主催する研修会に積極的に参加するなどして、自らの研鑽に努めること。同時に、人権尊重の精神を基盤に在日外国人に対する差別を許さない態度を形成していくこと。「羽曳野市在日外国人教育に関する指導の指針」をもとに、その重要性について十分に理解を深め、該当する子どもたちの実態にあわせて、実践を展開すること。

7

在日外国人教育を、保護者・市民の理解と協力のもとに推進するため、あらゆる機会をとらえて、啓発活動を行うよう努めること。

保護者との懇談会などの機会を生かし、現状の指導について説明し、保護者の協力を得ていくこと。なお、情報提供に関しては、子どもたちの人権保護、プライバシー保護の立場を失することなく、十分に配慮すること。また、PTAの人権啓発に関する研修会・講演会においては、国際理解、多文化共生などの幅広い観点からとりあげたり、学校広報紙などを活用したりするなど、啓発活動を活発に行うこと。